

# 陽だまりの郷 みなはる 重要事項説明書

当事業所は、住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供します。

## 1【事業所の概要】

事業所名	陽だまりの郷 みなはる
所在地	〒870-0131 大分市大字皆春1521番地の1
連絡先	097-500-8978
ホームページ	<a href="http://www.hojuen.jp">http://www.hojuen.jp</a>
事業所指定番号	4490100544
管理者	相良 円香
サービス提供地域	原川中学校区 鶴崎中学校区 大東中学校区 東陽中学校区 大在中学校区 坂ノ市中学校区 明野中学校区 城東中学校区

## 2【居室等の概要】

居室・設備の種類	(室)数等
宿泊室	9
居間	1
食堂	1
浴室	1
トイレ	3

## 3【事業所の職員体制】

職種	業務内容	人数
管理者	事業内容調整・苦情受付	1人
介護支援専門員	サービス調整・相談業務	管理者兼務
看護職員	健康チェック等の医療業務	2人
介護職員	日常生活の介護・相談業務	14人

## 4【営業日及び営業時間】

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 6:30～21:00
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 21:00～6:30

## 5【登録定員】

登録定員	29人
通いサービス定員	18名
宿泊サービス定員	9名

## 6【当事業所が提供するサービスと利用料金】

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- |  |
|--|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(介護保険の給付の対象となるサービス)     |
| (2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合<br>(介護保険の給付対象とならないサービス) |

### (1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型介護計画を定めます。

#### 〈サービスの概要〉

##### (ア) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### ①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・事業所内キッチンで利用者が調理することができます。

##### ②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、整髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

### ⑤健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

### ⑥送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

## (イ) 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

#### ①医療行為

②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## (ウ) 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

## 〈サービスの利用料金〉

### (ア) 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記の利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります)。

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	3,438円	6,948円	10,423円	15,318円	22,283円	24,593円	27,117円

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かつた場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 上記の金額が1割負担の場合です。負担割合証を確認の上、2割、3割負担になる事も有ります。
- ☆ 月途中からの登録をした場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用した日

登録終了日・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日

- ☆ ご利用時に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (イ) 加算

体制強化加算(Ⅰ)	750円(月)	介護福祉士70%以上配置・研修計画による研修や技術指導の会議実施
初期加算	30円(日)	新規利用した日又は退院後から30日間の期間について加算
看護職員配置加算(Ⅰ)	900円(月)	常勤の看護師を1名以上配置
看護職員配置加算(Ⅱ)	700円(月)	常勤の准看護師を1名以上配置
看護職員配置加算(Ⅲ)	480円(月)	常勤換算方法で1以上の看護職員を配置
総合マネジメント体制強化加算	1000円(月)	個別サービス計画の随時見直し、地域における活動への参加の機会
訪問体制強化加算	1000円(月)	訪問を担当する従業者が一定程度の配置と共に1月の訪問回数が一定以上の事業所に加算
生活機能向上訓練加算(Ⅰ)	100円(月)	PT・OT・医師等に助言を受け、ケアプランの作成を行う
生活機能向上訓練加算(Ⅱ)	200円(月)	PT・OT・医師等が自宅に訪問し、身体評価をし、ケアプランの作成を行う
口腔・栄養スクリーニング加算	20円(回)	6ヶ月毎に栄養状態についての確認を行い、文章にて残す
認知症加算(Ⅰ)	800円(月)	日常生活に支障を来す恐れのある認知症の方への加算
認知症加算(Ⅱ)	500円(月)	要介護2であって、日常生活に注意が必要な認知症の方への加算
若年性認知症利用者受け入れ加算	800円(月)	若年性認知症の方への加算
若年性認知症利用者受け入れ加算(予防)	450円(月)	若年性認知症の方への加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	加算等を含めた小規模多機能型居宅介護サービス費用の10.2%	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を除く加算などを含めたサービス費用の1.5%	
ベースアップ等加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算を除く加算などを含めたサービス費用の1.7%	
科学的介護推進体制加算	40円(月)	心身の状況など基本的な情報を厚生労働省に提出し、有効にサービスを提供

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

### 〈 サービスの概要と利用料金〉

#### ア 食事の提供(食事代)

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金:朝食:500円 昼食:650円(おやつ代 140円を含む) 夕食650円

#### イ 宿泊に要する費用

1泊:2300円

#### ウ 洗濯料金

1回:100円(ご自宅の洗濯物を持って来られた場合)

#### エ テレビリース料金

1日:100円(1泊2日は200円になります)

#### オ その他

オムツ代 理美容代 行事参加費用は実費になります。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月10日までにお支払い下さい。

- ①自動口座引き落とし
- ②事業所での現金支払

#### (4) 利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することもできます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービス利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の全額

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### (5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

## 7【苦情の受付について】

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口(担当者)

管理者 相良 円香

#### ○受付時間 毎週 月曜日～ 土曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関入口に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付期間

大分市 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号【代表】097-534-6111 受付時間 月～金 8:30～17:15
大分市国保連合会 介護保険課	所在地 大分市大手町2-3-12 電話番号【代表】097-534-8470 受付時間 月～金 8:30～17:00

## 8【運営推進会議の設置】

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言等を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### 〈運営推進会議〉

構成員: 利用者 利用者家族 地域住民 自治委員 民生委員 長寿会代表 地域包括支援センター職員  
施設職員

開催: 隔月で開催

## 9【非常火災時の対応】

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

大分東消防署への届出日: 平成 26年 3月 14日

防火管理者: 介護老人保健施設 大分豊寿苑 事務長を充てる

〈消防用設備〉

・自動火災報知設備 ・非常通報設備 ・スプリンクラー設備 ・誘導灯 ・非常灯 ・避難器具

## 10【協力医療機関】

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

大分岡病院	所在地 大分市西鶴崎3-7-11 電話 097-522-3131
わかば台クリニック	所在地 大分市大字種具字西受748-2 電話 097-528-1811
阿南循環器内科	所在地 大分市森582-1 電話 097-521-1110
陰山眼科	所在地 大分市南鶴崎2-2-24 電話 097-522-1671
大鶴歯科医師会	所在地 大分市王子新町6-1 大分県歯科医師会館内 電話 097-573-5888

## 11【当事業所の概要】

名称・法人種別	社会医療法人敬和会
代表者名	理事長 岡 敬二
関連施設	大分岡病院 大分リハビリテーション病院 大分豊寿苑 すばる 佐伯保養院
事業の概要	○病院 診療科目：循環器他17診療科) ○介護老人保健施設 ○訪問看護ステーション ○居宅介護支援事業所 ○ホームヘルパーステーション ○乳幼児健康支援デイサービス ○認知症型共同生活介護 等

## 12【サービス利用にあたって留意事項】

- ・サービス利用の際には、介護保険証被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・訪問時に緊急の対応を行った場合や交通事情などにより、到着時間が10分～15分程の差異が生じることがあります。また、滞在時間は定めておらず、支援の提供が終わり次第、終了となります。
- ・当事業所は学生の実習施設となっております。年間を通じて社会福祉士、介護福祉士等の実習をさせていただいておりますので、ご自宅への訪問についてのご協力をお願い致します。
- ・利用者・家族による暴言・暴力行為、あるいはセクシャルハラスメント行為を受けた場合は著しい不信行為と判断し、契約を解除させていただきます。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 陽だまりの郷 みなはる

説明者職名

氏名

印